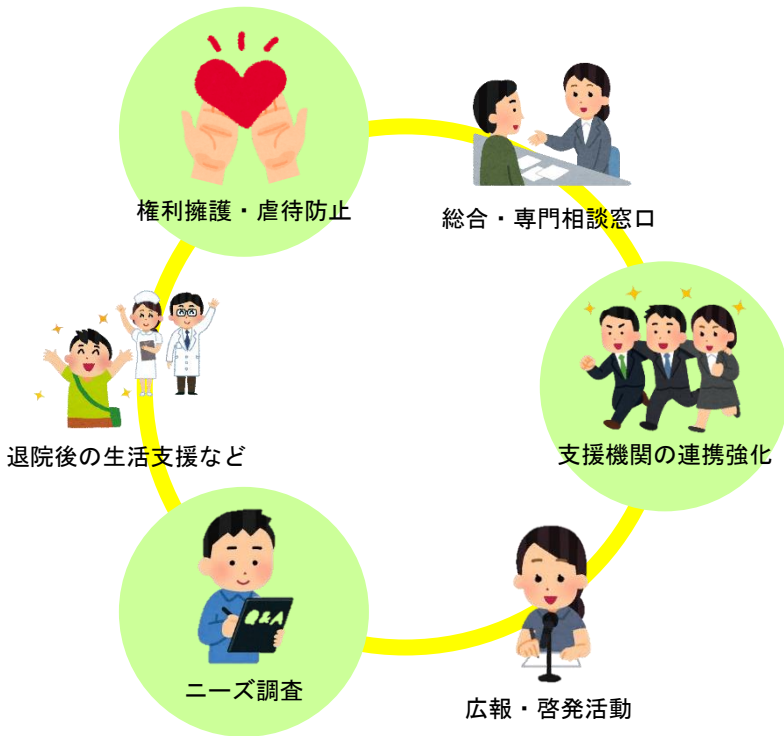


ご説明致します //

# 「基幹相談支援センター」について

## 「基幹相談支援」で取り組むこと



相談室「きらり」は、市から「基幹相談支援センター」を委託し、令和3年4月から本格的に始動しました。柳川市内の障がいのある方やそのご家族の困りごとに対してスムーズに解決に導くことができるように、本人や支援者などから様々な意見を取り入れながら、多岐にわたる相談への対応及び相談支援体制の拡充を図っていきます。

「基幹相談支援センター」が  
スタートしました



### 【役割②】 支援機関の連携強化

障がいに関する相談に対応し、困りごとや自立した生活に向けて、必要な支援や関係機関への引き継ぎ・調整を行います。



「基幹相談支援センター」の役割

【役割①】 総合相談・専門相談窓口

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所が協力することで、地域で生活する障がいのある方が社会資源や障がい福祉サービスを活用しやすくなる環境づくりに取り組みます。

ご説明致します

# 「基幹相談支援センター」について

成年後見利用手続き支援



虐待防止などの取り組み



## 【役割④】 権利擁護・虐待防止

障がいのある方の権利を守る活動を推進していきます。  
また、市障がい者虐待防止センターとの連携・協力や虐待  
が起こらない予防活動に取り組みます。

市民の方への啓発活動



障がい当事者等  
への情報発信



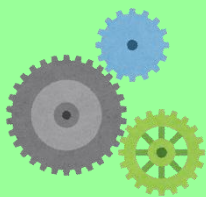
障がい福祉事業所  
との情報共有



## 【役割③】 広報・啓発活動

障がい福祉に関係する情報発信を行っていきます。ま  
た、障がい当事者の方や障がい福祉事業所のニーズを把  
握し、活用しやすい情報網を作っていきます。

課題を把握・共有する



困りごとの実態調査



## 【役割⑥】 ニーズ調査

障がいのある方が生活において困っていることなどを  
知るための仕組みを作ります。そのために必要な公聴会の開  
催やアンケートなどを実施して実態把握に努めます。

退院後の生活支援



刑務所など出所後支援



施設から地域生活へ



## 【役割⑤】 退院後などの生活支援

精神科病院などに長期入院している方で地域生活を送  
りたいと思われる方や触法行為があり刑務所などを  
出所された後などの生活支援を行います。